

有料老人ホーム設置者各位

旭川市長 今津寛介  
(福祉保険部指導監査課担当)

有料老人ホームの現況に関する報告について

このことについて、老人福祉法第29条第11項に基づき、次のとおり現況に関する報告をお願いします。

1 報告基準日

令和6年7月1日現在

※旭川市有料老人ホーム設置運営指導指針の改正があったことから、例年より遅い依頼となっていますが、基準日は例年同様7月1日となっておりますので、留意願います。

2 提出書類

- (1) 有料老人ホーム情報開示等一覧表（様式第6号）
- (2) 入居契約書（任意様式）
- (3) 管理規程（任意様式）
- (4) 重要事項説明書（別記第1号様式・別添1，2を含む）

※有料老人ホーム情報について、「介護サービス情報公表システム」に掲載する手続きの都合上、必ず、今回の登録様式により報告してください。（サービス付き高齢者向け住宅を除く。）

- (5) パンフレット（任意様式）
- (6) 直近の事業年度の財務諸表  
(他の事業を営んでいる場合や、親会社がある場合は、それらに関する同様の書類)
- (7) 運営懇談会開催状況報告書（様式第7号）
- (8) 運営懇談会の協議内容（様式第7号の別紙）
- (9) 令和6年度有料老人ホーム現況報告書提出書類チェックリスト

※ サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている有料老人ホームであって、本年度11月に建築総務課へ定期報告をされた施設については、上記の(1)，(4)，(5)のみ提出とします。

なお、『「登録申請書の添付書類等の参考とする様式について」の一部改正について（令和4年8月18日付厚生労働省老健局高齢者支援課長・国土交通省住宅局安心居住推進課長事務連絡）』の別紙3を添付する場合、重要事項説明書の1から3まで及

び6の内容については、別紙3の記載内容で説明されているものとみなし、項目を削除する若しくは記載しなくても差し支えありません。

### 3 提出部数及び提出方法

#### (1) 提出部数

**各1部**

#### (2) 提出方法

昨年度から原則、**電子申請による提出**に変更いたしましたので、2(1)から(9)までの提出資料の全てを電子申請にて提出してください。

なお、電子申請による提出方法が困難な場合は持参若しくは郵送またはEメールのいずれかによる提出も受け付けいたしますが、できる限り電子申請での提出をお願いいたします。

持参若しくは郵送による場合でも、有料老人ホーム情報開示等一覧表（様式第6号）及び重要事項説明書は電子媒体での提出が必要です。CD-ROM等に保存して提出してください。

また、Eメールで提出される場合、メールの件名は必ず「令和6年度有料現況報告の提出について（施設名）」とし、メール本文にも法人名、施設名、担当者名及び連絡先を記載してください。

指導監査課Eメールアドレス：shido-kaigo@city.asahikawa.lg.jp

### 4 提出期限

令和7年2月7日（金）

### 5 留意事項

- (1) 有料老人ホームの設置者が中核市の長に報告する事項、中核市の長による有料老人ホームに関する情報の公表方法については、老人福祉法施行規則に定められています。  
ア 提出書類において、中核市の長に報告する事項を網羅していない場合は、追加で書類の提出を求めることがあります。

イ 今回提出される有料老人ホーム情報開示等一覧表（様式第6号）、重要事項説明書については、旭川市のホームページ上で公表する予定です。

ウ 厚生労働省より、介護サービス情報公表システムへの有料老人ホームの登録を求められていることから、本市においても、今回提出される重要事項説明書により介護サービス情報公表システムへ登録することを予定しています。

このため、重要事項説明書につきましては、必ず今回掲載している登録様式により提出されますようお願いします。（サービス付き高齢者向け住宅については、別途情報公開されているため、有料老人ホームとしての登録は行いません。）

- (2) 有料老人ホーム情報開示等一覧表（様式第6号）の「入居一時金」欄の記載

ア 入居一時金欄には、敷金等についても名称と金額を明記してください。

イ 敷金以外の費用については、入居契約から概ね90日以内の契約解除の場合、一

時金等を全額（利用期間に係る利用料等は除く）返還する契約の有無について、次のとおり記載してください。 「短期解約特例 有又は無」

(3) その他

ア 有料老人ホームの現況に関する報告の様式については、旭川市ホームページ上に掲載しております。

ホーム＞MENU(右上にあります)事業者向け＞健康・福祉・子育て・学校  
＞高齢者・介護保険＞指導・助言＞旭川市有料老人ホームの現況に関する報告について  
イ パンフレット等を作成していない場合は、令和6年度有料老人ホーム現況報告書提出書類チェックリスト(5)の確認欄に「なし」と記載してください。

ウ 報告の対象となる運営懇談会は、令和5年7月から令和6年6月までに実施されたものです。

運営懇談会を開催していない場合は、令和6年度有料老人ホーム現況報告書提出書類チェックリスト(7)及び(8)の確認欄に「未実施」と記載してください。

(問合せ先)

070-8525 旭川市7条通10丁目

旭川市福祉保険部指導監査課

電 話：0166-25-9849

Eメール：shido-kaigo@city.asahikawa.lg.jp